

宇治市ジャンボタニシ対策支援事業補助金

ジャンボタニシ

(スクミリンゴガイ)



の対策費用に対し、支援します！

ジャンボタニシによる水稻の食害が発生している状況を踏まえ、水稻農家がジャンボタニシを駆除するために薬剤を購入した場合、その費用の一部を市が助成する制度があります。

※市内農業者等のみ対象

【補助対象経費】

ジャンボタニシの防除及び殺貝を目的とした薬剤の購入費用。

※薬剤は、農林水産省に登録されているジャンボタニシの防除及び殺貝を目的としたものに限ります。

※下記期日までに購入したものに限ります。

- ① JA中宇治支店 で購入する場合
⇒令和6年2月20日 納品分まで
- ② ①以外 で購入する場合
⇒令和6年3月31日 領収分まで

※運搬経費(車両借上げ代、ガソリン等の燃料費、人件費等)は除きます。

【補助対象事業】

市内農業者等が、自ら営農する水田にかかるジャンボタニシを駆除するために薬剤を購入する事業。

【補助額等】

薬剤購入額の3分の1

※市内農業者に限ります。

【交付申請】 ※市ホームページよりダウンロードできます。

下記の書類を、提出してください（申請日期限は下記のとおり）。

JA中宇治支店へ提出する場合 令和6年2月20日 まで

市農林茶業課へ提出する場合 令和6年3月31日 まで



詳しくはこちら

- ①補助金等交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)
- ②事業実施報告書(別記様式第2号)
- ③薬剤を購入したことがわかる書類(領収書の写し。但し領収日が令和6年3月31日までのものに限ります)
- ④補助金等交付請求書(別記様式第4号)
- ⑤振込先のわかるもの(口座振替依頼書、通帳の写し等)をご用意願います。

※JA 中宇治支店に提出する場合は、②⑤のみ提出してください。

【お問い合わせ先】

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33

宇治市 産業観光部 農林茶業課

TEL:0774-20-8723

FAX:0774-20-8977

E-mail : nourinchagyouka@city.uji.kyoto.jp

